

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和7年7月4日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	河 島 紀美恵 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	杉 本 一 彦 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	村 上 祥 平 君
〃	竹 本 力 哉 君	〃	篠 原 峰 子 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	大 川 勝 弘 君		

○オブザーバー 4名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	四 宮 和 彦 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 査	高 橋 綾
主 査	山 田 拓 己		

○会議に付した事件

- 1 市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議について
- 2 市長に対する辞職勧告決議について
- 3 意見書について
- 4 市議会6月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 決議の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) その他
- 5 その他
 - (1) 次期9月定例会の頭出しについて

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第１、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議についてを議題とする。本決議案の取扱い等について、事務局長から説明する。資料は、１ページ及び２ページになる。

○事務局長（富岡 勝君）７月２日（水）開催の代表者会議において、広報いとうに掲載の市長プロフィール等、市長の学歴に係る事務及び新図書館新築工事の入札執行停止に係る事務を調査対象として、地方自治法第１００条の規定による調査を行うこととされた。今後、調査権を行使するに当たり、７月７日（月）の最終本会議において、地方自治法第１００条の規定による事務の調査を行う特別委員会を設置し、調査権限を同特別委員会に委任することを決定いただく必要があるので、代表者会議において協議が整った決議（案）について説明する。

まず、資料１ページを参照願う。提案理由については、「市長の学歴及び入札執行停止について、現在、世論の問題となっていることから、当該事項に係る事務に関し調査をすることを目的として、地方自治法第１０９条第１項及び伊東市議会委員会条例第４条の規定により、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会を設置しようとするものである」としている。

次に、資料２ページを参照願う。決議の内容である。調査事項については２つで、１つ目は、市長の学歴に係る事務に関する事項、２つ目は、入札執行停止に係る事務に関する事項である。特別委員会の設置については、名称は、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会、委員の定数は９人で、本調査はこの特別委員会に付託して行うこととし、調査権限については、地方自治法第１００条第１項及び第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任することとしている。調査期限は、特別委員会は、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができることとし、調査経費は、議会費から支弁することとしている。なお、今定例会においては、特別委員会委員の選任までにとどめ、特別委員会において最初に行う正副委員長の互選及び委員席の指定については、実際に調査のために開催される特別委員会において行うこととしていただきたい。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）それでは、本決議案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○１番（佐藤 周君）速やかに進めていきたい。

○**2番**（井戸清司君）賛成。速やかに進めたい。しっかりと審議を重ねた上で進めていかなければならない。

○**5番**（長沢 正君）しっかりと速やかに進めていきたい。賛成である。

○**6番**（杉本一彦君）速やかな設置に賛成である。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）設置に賛成である。

○**オブザーバー**（犬飼このり君）設置に賛成である。誠実にと申し入れたのに誠実に対応してもらえなかったのかという結果になったということを踏まえていただきたい。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）必要だと思うが、一点だけ、入札執行停止に係る事務に関する事項とは、本当にこの100条委員会にふさわしいのか。なぜ、調査事項にこれを入れたのか、後でお答えいただきたい。

○**オブザーバー**（浅田良弘君）設置に賛成である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ただいま、重岡秀子議員から入札執行停止に係る事務調査をなぜ入れたのかという質問があったが、代表者会議にて協議をした結果については、全議員に報告をしたところである。事業の執行に対しては、入札を取りやめることによって、いろいろと損害賠償とか、そのような可能性があるのではないかということで、市の事務ということで、これを代表者会議において入れたということで伺っている。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）申し訳ないが、ちゃんとした報告を理解していなかった。入札執行停止に係る事務というのは、常任福祉文教委員会協議会などでも、当局から説明があったりする。100条の調査でなくともできるのではないかと思った。例えば、議会外の業者を呼ぶのかどうかは分からないが、市長に参加を求めるなど、そういう必要性があるということであれば、賛成する。議会内の委員会などで無理ということであれば。

○**委員長**（宮崎雅薫君）事務調査の特別委員会であるので、必要があれば、参考人等としていろいろな方を招致することはできる。そういう委員会になる。

ただいま伺ったところ、提起された決議案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られた。したがって、提起された決議案は、最終本会議に提出することにしたと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第2、市長に対する辞職勧告決議についてを議題とする。それでは、

本決議案の提起者を代表して、四宮議員から提案理由の説明をお願いする。資料は、3 ページ及び4 ページになる。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）提案趣旨というところ、この文案に書かれているとおりとなるが、まず第一に市長の学歴の問題に関していうと、記者会見を通じて述べられたように、卒業ではなく除籍であったということになっている。結果的に除籍であったという事実を述べてはいるが、かと言って、会見を見る限りでは公職選挙法には抵触しないということを強弁して、そんな解釈が……友人の弁護士はそう言うかもしれないが、それが絶対的な事実では全くないわけである。強弁して自己保身に走るのではなくて、仮に錯誤であったとしても、認識として間違っていたのであれば、そこではまず謝罪をすべきであって、それに対して責任をどう取るのかということを考えなければならない。実際問題、広報いとうに掲載されているものには、明らかに平成4年卒業と記載されている。広報いとうというのは、伊東市が発行する冊子であるわけだから、これは公文書になる。そうすると、公文書に記載したということで、でも実際には卒業していなかったということであれば、これは虚偽公文書作成罪という問題にも該当しかねないことになる。非常に大きな問題である。私の勘違いだったというレベルで済む話ではないという、そのところがしっかりと糾弾されなければならない。そこについての責任を問わなければならないということが1点目である。

それからもう1点は、このような経緯の中で開催された6月定例会において、彼女の答弁する態度である。一言で言ってしまうと、全く誠実さに欠けるということである。内容として言えば、議員の質問を回避するために、ある特定議員に対しては、ゆっくりとした口調において時間を浪費するような答弁の仕方をしていたという問題がある。これは明らかに質問権者の質問権の侵害に該当するであろう。しかもその上で、出てくる答弁自体が全く的を射ないというか、質問意図を解しないような、自分勝手な言い分をとうとうと述べるだけであった。非常に誤解を招きかねないと同時に、場合によっては、虚偽に該当することを平然と答弁した。

それから、杉本一彦議員の質問に対しては、答弁を完全にはぐらかしたわけである。これは虚偽答弁と言ってもいいほどであるし、その他にも実際彼女が言っていることと、市の当局職員が、例えば企画部長が答弁した内容と、彼女がちまたで述べているようなこととかが、矛盾しているようなことが幾らでもある。特に広報いとうに関しては、私は知らなかったぐらいのことを平然と述べている。この辺のうそを許しておくとなると、伊東市政自体の信用が全くなくなってしまふ。つまり彼女の発言によって事業が進められるということになった場合、その彼女の発言自体そのものが、本当なのかどうか、真実性に疑義が生じる。そうすると、行政の事業自体そのものが疑わしいものになってきてしまふ。

議会としても、既に彼女の言を信用できない状況になってしまっている。つまり、議会側も

彼女の言うことを信用することはできない状況であると、本当のことを言ってくれない限りにおいては、行政事務をチェックすることはできない。そうなってしまった以上、彼女が市長であり続けるということについては、伊東市議会としてはこれを容認できないということは当然の結論である。そういった趣旨において、決議を提出すべきであると考えている。以上である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）それでは、本決議案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○**1番**（佐藤 周君）まったくこのとおりである。決議案に賛同する。

○**2番**（井戸清司君）四宮議員から虚偽公文書作成罪という話があったが、それ以前に、正副議長、秘書広報課長に見せた卒業証書と言われるものに対しては、何ら答弁もしていないわけであるし、先日の宇佐美コミセンでの市長と語る会においても、中学生や高校生に言われたことにも何の答弁もしていないというのはおかしい話である。これは有印私文書偽造罪にも該当するであろうと思う。正副議長に見せているということは、偽造有印私文書行使罪にも該当する。これは3年から5年の拘禁刑ということにもなる。また詐欺罪に該当する可能性もある。それから、広報いとうに関して、企画部秘書広報課が勝手に作ったという発言があるのであれば、これは公益通報者保護法違反にもなる。多くの罪が重なってくるということになるので、辞職勧告決議案は妥当だと思うので、賛成する。

○**5番**（長沢 正君）拘束力がないとは言っても、市議会としてしっかりとした意思表示はしなければならぬと思っているので、賛成する。

○**6番**（杉本一彦君）全く信用できない市長と、伊東の将来について議論、話ができないと思っている。決議に賛同である。

○**オブザーバー**（犬飼このり君）決議に賛同である。問題になる前、発覚する前から、学歴のこととかに対してははっきりしていなかった。はぐらかす発言について、控室でも何度も聞いているし、これは個人の感想であるが、そこは本当に知らなかったというふうには捉えられない。そこに真摯に向き合っていない人には、今後、市政を任せるには値しないと、私は感じているので、決議に賛同である。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）市長の答弁が二転三転して一貫性がないということは感じている。そういうことが市民に不安を与えたり、それがマスコミに大きく取り上げられたりすることの責任というのはある。ただ一点、市長は記者会見の中で、一度卒業という扱いになり、なぜ除籍になったのかということを説明していく、と言っている。大学から資料を取り寄せていて、卒業証書かなにか、記者会見のときに卒業証書を見せていないことが一番問題であると思う。私も疑問を感じる。

今、なぜ除籍になったのかという、自分は卒業を証明するものであったと思って卒業証書を

見せたと。でも除籍になっていたので、卒業を証明するものには、と言葉を変えているが。

○委員長（宮崎雅薫君）この勧告決議案に対して意見を。

○オブザーバー（重岡秀子君）説明していくと言うので、今日は私は賛成、反対の意思表示は控える。ただし、市長が説明していくと言っているが、そうは言っても議会は7日が最終日なので、明確な説明がなければ私も勧告決議案に賛成したい。それはちゃんと7日の最終日に、自分の考えというか、できれば討論もしたいと思うが、明確に市長から重要なことが出されなければ、賛成する。

○オブザーバー（浅田良弘君）辞職勧告決議に賛成である。

○委員長（宮崎雅薫君）意見調整のため暫時休憩する。

午前10時17分休憩

午前10時20分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまの協議の結果、提起された決議案について、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同が得られた。したがって、提起された決議案は、最終本会議に提出することにしたと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、市長に対する辞職勧告決議についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起の1件である。本案については、提起会派において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

それでは、提起された意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いする。資料は、5ページ及び6ページになる。

○5番（長沢 正君）地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）については、各会派及び会派に所属していない議員3名から賛同を得られたところである。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）恒久的な財源確保は必要なことである。賛成する。

- 2 番（井戸清司君）会派で調整した結果、賛同する。
- 6 番（杉本一彦君）賛同である。
- オブザーバー（四宮和彦君）意見書の提出に賛成である。
- オブザーバー（犬飼このり君）意見書の提出、内容については、賛成である。ただし、公明党においては、国民の負担が増えないようにということを、別途、国には要請していただきたいと思う。
- オブザーバー（重岡秀子君）賛成である。
- オブザーバー（浅田良弘君）賛成である。
- 委員長（宮崎雅薫君）ただいまの協議の結果、提起された意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同が得られた。したがって、提起された意見書案は、最終本会議に提出することにしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第 3、意見書についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第 4、市議会 6 月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから(4) その他までを事務局長から説明する。

- 事務局長（富岡 勝君）順次、説明する。(1) 採決の方法についてである。資料 7 ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は、条例 3 件、補正予算 1 件の合計 4 件である。条例 3 件については、各所管常任委員会において、いずれも原案を可決すべしとの決定で、補正予算 1 件は、予算・決算特別委員会において、原案を否決すべしとの決定である。本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第 1 号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び市議第 2 号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、以上、条例 2 件については、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべしとの決定である。2 件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、2 件一括、挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第 3 号 伊東温泉観光・文化施設東海館条例の一部を改正する条例については、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、予算・決算特別委員会へ審査を付託した、市議第 5 号 令和 7 年度伊東市一般会計補

正予算（第1号）については、賛成者はなく、原案を否決すべしとの決定である。7月2日（水）委員会終了後、各会派及び会派に所属していない議員全員から、本案に対する修正動議が議長に提出され、修正案については、既に議員各位に配付させていただいた。なお、最終本会議での取扱いについては、本案は本市議会において大きな議論となり、当局提出の補正予算案に対する修正案として提出されたものであることを踏まえ、申合せの適用を除外し、原則に立ち返って、説明から質疑、討論を経て、採決をお願いしたいと思う。

最終本会議における採決の方法について申し上げる。本案の上程後、委員会審査報告、質疑を行った後、会議規則第41条に基づき、修正動議の提出者から修正案の説明を行い、質疑終了後、2件一括討論を経て、挙手による採決をお願いすることになる。採決は、まず、修正案について採決し、可決された場合は、修正議決した部分を除く原案について採決することになる。この場合、残りの原案否決はあり得ないので、簡易採決とさせていただく。議長の諮り方としては、「お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか」となる。また、否決された場合は、原案についてお諮りし、採決はこれで終了となる。

次に、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及び伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られているので、本会議に上程し、申合せにより、説明から質疑、討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

次に、(2) 決議の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議及び市長に対する辞職勧告決議については、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られたが、本会議での取扱いについては、これら決議の重さや世論の焦点となっていることに鑑み、申合せの適用を除外し、原則に立ち返って、上程後、説明の後、質疑、討論を経て、挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書については、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られたので、本会議に上程し、申合せにより、説明から質疑、討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

最後に、(4) その他だが、1点申し上げる。討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上で、4 市議会6月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、先に1点。7日（月）に討論を予定している議員の皆さんにおいては、討論の締切りが今日中ということになる。事務の都合上、大変申し訳ないが、午後4時

を目安に討論の通告をお願いしたい。

(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**2番**（井戸清司君）確認である。最初に条例案3件に対してやる。その後、一般会計補正予算については、先に修正案の提出か。原案の提出か。

○**事務局長**（富岡 勝君）市議第5号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第1号）については、まずこちらを議題とした後、委員会審査報告に入る。その後、委員会審査報告に対する質疑の後、修正案の説明をしていただき、質疑をする。その後、2件一括討論後、採決となる。

○**2番**（井戸清司君）討論に関しては、特別委員会の設置と、辞職勧告決議案に対しても討論をするということによいか。

○**事務局長**（富岡 勝君）先ほどの説明のとおり、これらの決議案については、その重要性及び世論の焦点となっていることに鑑み、今回については、申合せの適用を除外し、原則に立ち返り、説明から質疑、討論を経て採決という形でお願いしたい。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）オブザーバーの四宮議員からの質疑である。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）ルールとしては、質疑、討論が入ることだが、委員会の審査結果にしても署名にしても、全員が賛同である。その状況で討論をする人はいるのか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○**委員長**（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 決議の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）オブザーバーの四宮議員からの質疑である。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）決議の取扱いの議事の流れについてだが、だいぶ昔の話になるが、

メガソーラーに関しての決議をやったことがあるが、そのときの会議録を見ると、議案の説明は事務局が朗読をしている。あのときも、全会一致であったので質疑、討論を省略して採決になっていたと思う。今回はその辺の流れは具体的にどのようなになるのか。

○**事務局長**（富岡 勝君）市長の辞職勧告決議案を、事務局職員が朗読してよいものであれば、朗読する。決議の重大性に鑑みると、やはり議員自らが説明をされて、質疑、討論の後、採決ということがよいのではないかと考える。以上である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

決議の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり、了承願う。

そのほかに、市議会 6 月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第 4、市議会 6 月定例会最終日の運営についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第 5、その他を議題とする。

(1) 次期 9 月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明する。

○**事務局長**（富岡 勝君）まず、(1) 次期 9 月定例会の頭出しについてである。資料 8 ページを参照願う。次期定例会の頭出しについては、9 月 1 日（月）の開会を提案させていただく。9

月 1 日開会となると、8 月 25 日（月）告示、翌 26 日（火）議会運営委員会となる。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特にない。

以上で、5 その他の説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期 9 月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。次期、9 月定例会の頭出しについては、説明のとおり 9 月 1 日（月）とすることに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○2 番（井戸清司君）9 月定例会の頭出しは今の形です承したが、市長が辞職するなどのイレギュラーがあった場合、市長選挙が行われるということになるが、そういった場合にもこの日程でいけるのか。

○事務局長（富岡 勝君）予測がつかないことになるので、その辺りを了承願う。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）オブザーバーの四宮議員からの質疑である。

○オブザーバー（四宮和彦君）市長が辞職したら元も子もないわけだが、今回の委員会審査において、市長が出席要請に応じなかった。現在、副市長、教育長も選任されていないという状況下において、市長が委員会を欠席してしまえば、政策等に責任を持って答弁できる人がいなくなる。公務があるからと言って、出られなかったということだが、誰かと会っていたということで、それは公務と言えるのかというものであった。結局、公務の優先順位を理解していないということになる。全てを排して議会の要請には応じるということ、9 月からは進めていきたいと思う。この辺りは、市長に強く要請をするべきであると思う。

○委員長（宮崎雅薫君）議長、よろしいか。

○議長（中島弘道君）分かった。

○オブザーバー（重岡秀子君）百条委員会についてだが、やはりこういうことになったら、夏休み中にもやったほうがいいのではないかなと思うが、その辺の相談というか、代表者会議で。

○オブザーバー（四宮和彦君）それは設置してからの話なのではないか。

○委員長（宮崎雅薫君）7 日に設置した後ということで、こういう事案であるので、毎週やるの

か、3日に一度やるのか、それは分からないが、そういうようなことは7日に設置して以降のことで正副委員長を決めてからということになるので、なるべく早急にしてもらうようにとは思いますが、議運の委員長としては、要請をしておく。

○オブザーバー（犬飼このり君）1つ前のときに言えばよかったが、9月1日開会ということだが、防災訓練は今年はないのか。

○事務局長（富岡 勝君）今年の防災訓練については、9月の時期が熱中症の危険性があるということで、県は10月に実施すると聞いている。本市の場合は、ちょうどお祭りの時期に重なるということで、11月に実施するのを考えていると聞いている。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
以上で日程第5、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

○委員長（宮崎雅薫君）これにて閉会する。

○閉会日時 令和7年7月4日（金）午前10時44分（会議時間39分）

以上の記録を認める。

令和7年7月4日

委員長 宮 崎 雅 薫